八尾市障害児通所支援事業所送迎用バスの改修支援事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、八尾市障害児通所支援事業所送迎用バスの改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を効果的・効率的に運用し、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「交付規則」という。）に基づき、補助金の交付基準、手続き等を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、予算の範囲内でより適正な補助金の交付及び執行を図るため、策定する。

　（目的）

第２条　この補助金は、指定障害児通所支援事業所に通所する児童等の送迎に使用しているバス（以下「送迎用バス」という。）に、安全装置を設置する八尾市内の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）及び指定放課後等デイサービス事業所に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付することで、通所する児童等の安全確保に向けた取り組みの強化を支援し、児童等の置き去り事故防止を図ることを目的とする。

　（補助対象者）

第３条　この補助金の対象は、八尾市が指定する児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイザービス事業所を設置又は運営する者とする。

　（補助対象事業）

第４条　補助対象となる事業は、送迎用バスに安全装置の設置を行う事業であり、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

　⑴　送迎用バスは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和４年12月28日）第三の２に記載する内容のものとする。

　⑵　安全装置は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和４年12月28日）第三の３に記載する内容で、国が作成している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載されているものとする。

⑶　送迎用バスへの安全装置の設置は、令和６年３月31日までに完了していることとする。

　（補助対象経費等）

第５条　補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

　（補助金の額）

第６条　補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とする。

　（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

　⑴　八尾市障害児通所支援事業所送迎用バスの改修支援事業費補助金事業

計画書

　⑵　安全装置の設置費用が分かるもの（見積書、内訳書等）

　⑶　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、その内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、審査の結果により補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに申請者に対し、補助金不交付決定通知書（様式第３号）とともに、理由を付してその旨を通知するものとする。

　（補助事業の内容等の変更）

第９条　補助事業者は、前条の交付決定通知を受けた後、補助対象経費又は補助額等の事業の内容に変更が生じたときは、補助金変更交付申請書（様式第４号）に変更の起因となる事実の分かる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、速やかに交付の変更決定をし、補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助対象経費が確定した場合は、補助金実績報告書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

　⑴　八尾市障害児通所支援事業所送迎用バスの改修支援事業費補助金

完了報告書

　⑵　対象経費（実支出額）の根拠となる領収書、内訳書等の写し

　⑶　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に補助金交付額確定通知書（様式第７号）（以下、「交付額確定通知書」という。）により通知するものとする。

　（補助金の交付の時期等）

第１２条　補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

２　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付額確定通知書を受けたときは、市長に対し、その指定する期日までに補助金交付請求書（様式第８号）を提出しなければならない。

（消費税に係る報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税について仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第９号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

　（その他）

第１４条　この要綱に定めるほか、補助金の交付について必要な事項は、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）及び国実施要綱のほか、市長が定めるところによるものとする。

　　　附　則

この要綱は、令和５年５月31日から施行し、令和４年９月５日から適用する。

　別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．種別 | ２．補助基準額 | ３．補助対象経費 |
| 八尾市障害児通所支援事業所送迎用バスの改修支援事業 | 送迎用バス１台あたり175千円までを上限とした実費に対する定額補助※ただし、送迎用バス１台につき安全装置１台を設置することとし、送迎用バスの数以上の安全装置設置に係る費用については、対象外とする。 | 送迎用バスへの安全装置の設置に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用 |